国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ		統計改革の基本方針の対応方針
経済構造統計を軸とする産 業関連統計の体系的整備 [関連して取り組むべき事 項]		<企業統計全般> (総務省、関係統計作成府省) ③ 売上高等の集計における消費税込み・抜きの選択制を徹底する。(関係府省間の合意を踏まえ順次実施)
		現行基本計画の該当項目
		⑦ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い(消費税込、消費税抜の補正)について、検討の場を設け、早期に結論を得る。(総務省・ 関係府省、平成28年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る)
		⑩ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。(総務省・関係府省、平成26年度から実施する)
これまでの統計 委員会の意見		
各種研究会等で の指摘	<産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ>	
	〔消費税の取扱い〕	
	○ 税率変更及び軽減税率導入など、消費税を取り巻く情勢の変化を踏まえ、売上高等の税込補正方法に関する同ガイドラインの変更案を策定。	
	○ 対象となる統計調査の所管府省においては、この改定ガイドラインを踏まえ、平成31年10月に予定する改定ガイドライン施行後に集計時期を 迎える調査から順次検討に着手し、引き続き取組を推進。	
		格表示によるIOの作成にも資する観点から、消費税額の把握における行政記録情報の活用を含め、一次統計調査における税抜額記入 可否を検討することも必要。

担当府省の取組 状況の概要

売上高を把握する統計調査の企画立案時において、消費税込み・抜きの選択制の検討を行っており、一部の統計調査については既に消費税込み・抜きの選択欄を設置済み。(経済産業省)

- 現行基本計画においては、経済統計を軸とする産業関連統計の体系的整備を始めとする多岐にわたる課題が掲げられており、関係府省における一体的な検討の結果、具体的な取組の方向性について合意が得られ、その一部については、具体的な取組が進められていることを評価するとともに、商業マージンを年次で把握することや、ほぼ網羅的にサービス産業を対象として費用構造を把握するなど、関係府省が責任を持って検討結果の実現を図ることはSNAの精度向上を図る観点からも極めて重要。
- 基本方針では、この取組を踏まえたサービス統計の統合・充実や、売上高等の集計における消費税の取扱いに関する課題に加え、多様化する サービス産業のより的確な計測に関する課題が掲げられており、その実現・実用化を推進していくことは基本計画とも整合。
- このため、多岐にわたる課題を、①喫緊に取り組むべき事項、②中期的に取り組むべき事項及び③関連して取り組むべき事項に大別した上で、計画的かつ着実な実現を図ることとした。一方で、これらの課題については、統計改革推進会議で議論されている事項とも密接に関連することから、その結論を確認した上で、最終的な対応を整理。

次期基本計画に おける取扱い及 び基本的な考え 方(案)

(平成29年9月基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループ審議結果報告の記載内容) 【統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン】

○ 労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年経済センサス - 活動調査の試験調査 や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間(無期・有期)の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成33年経済センサス - 活動調査の企画時までに、ガイドライン改正イメージに沿った改善を図ること(総務省、関係府省)。

<基本的な考え方>

[関連して取り組むべき事項]

- P 売上高等の消費税の扱いについて、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に沿って、平成31年10 月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入に向けた検討に着手し、引き続き取組を推進。(関係府省)
- P 基本価格表示による産業連関表の作成にも資する観点から、一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱いに関する方針について、 平成38年経済センサス - 活動調査を見据えつつ検討。(総務省、関係府省)

	P 売上高、費用及び付加価値等の地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る観点から、事業所系調査で把握していない事項について、企業系 調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討に着手し、平成34年度までに一定の対応方針を策定。(総務省、関係府省) P 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に向け、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を平成27年労働者区分ガイド ラインについて、平成33年経済センサスー活動調査の企画時までに改定。(総務省、関係府省)
備考(留意点等)	○ 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。